

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年東京都条例第七十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第五条まで（現行のとおり）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第四条の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一から四まで（現行のとおり）</p> <p>五 浄化槽保守点検業に係る営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>六 法人でその役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>七（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第五条まで（略）</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第四条の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一から四まで（略）</p> <p>五 浄化槽保守点検業に係る営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの</p> <p>六 法人でその役員のうちの前各号の一に該当する者があるもの</p> <p>七（略）</p> <p>2（略）</p>

第七条 (現行のとおり)

(廃業等の届出)

第八条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日(第二号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならぬ。

一から三まで (現行のとおり)

四 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

五 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

第九条から第二十一条まで (現行のとおり)

第七条 (略)

(廃業等の届出)

第八条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日(第二号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならぬ。

一から三まで (略)

四 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

五 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人

第九条から第二十一条まで (略)